**平成２７年（フ）第１３４１号**
横浜市神奈川区神大寺４丁目19番７号、旧住所神奈川県大和市草柳２丁目16番地２　ライオンズマンション大和第６―203号
破産者　織原　寿晴
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１７５４号**
横浜市港北区日吉４丁目10番９号
破産者　林　　克仁
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第８６３号**
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目30番５号アーバンアイランドＶ101号、旧住所神奈川県座間市ひばりが丘１丁目35番38号
破産者　小寺　正敏
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第８６４号**
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目30番５号アーバンアイランドＶ101号、旧住所神奈川県座間市ひばりが丘１丁目35番38号
破産者　小寺　明美
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第９６３号**
横浜市青葉区しらとり台48番地９　テラスしらとり台111号　伏見方、旧住所横浜市青葉区市ケ尾町1169番地７　野村ステイツ市ケ尾504号
破産者　榎本　幸春
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第１２４１号**
神奈川県藤沢市柄沢617番地の１　デルニエＫ203号、旧住所横浜市中区本牧元町50番44―601号
破産者　中西　孝幸
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第２４１号**
神奈川県厚木市三田南２丁目16番１号　メゾン1145　102
破産者　内田三千里
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第２８７号**
神奈川県足柄下郡箱根町元箱根110番地の162小田急箱根リフレッシュクラブ、前住所神奈川県足柄下郡箱根町元箱根164番地　箱根高原ホテル
破産者　沓澤　重信
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第１６号**
新潟県阿賀野市中ノ通256番地
破産者　披田野毅之
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２８年（フ）第３８号**
静岡市駿河区東新田４丁目７番15号
破産者　山本　　實
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第４３号**
名古屋市北区天道町５丁目１番地　県営辻町住宅４街区６棟103号
破産者　佐々木泰子
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第２２２号**
名古屋市守山区森孝１丁目1711番地　サカイビルＦＡＣＥ―Ｍ６Ｂ号
破産者　髙橋　麻理（旧姓川田）
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第３１０号**
名古屋市千種区千種３丁目22番16号　アメニティ吹上505号
破産者　豊田　光陽
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第４４９号**
名古屋市守山区向台１丁目2311番地　ラフィネ202号、従前の住所名古屋市守山区天子田２丁目906番地　メゾンドアンジュ101号
破産者　伊吹　里衣（旧姓野口）
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第５１３号**
名古屋市天白区土原３丁目106番地　エバーグリーンハウス101
破産者　宮澤　秀雄
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第６０５号**
名古屋市中区千代田５丁目15番22号（ＴＡＣ―１　20Ｂ号）
破産者　石原　　学
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第７１２号**
名古屋市緑区大高町字西姥神10番地の20　レモンハウス102号
破産者　大建こと　村本　大介
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第４５２号**
京都市伏見区日野馬場出町18番地１
破産者　澤井　香理
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係